

若者夫婦・子育て世帯向けの申込資格

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

| | 公営住宅 | 改良住宅 |
|--------|--|---|
| 申込資格 | <p>① 現在大阪市内に居住している(住民登録をしている)か、又は大阪市内に勤務先を有していること</p> <p>② 次のいずれかに該当される方。ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻(入籍)する日が該当住宅の本市の指定する入居契約日まで^(注)であること</p> <p>(ア) 現在同居しているか、または同居しようとする高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子ども(平成19年4月2日以降に生まれた方)を含む親子を中心とした2人以上の親族(内縁関係及び婚約者を含む。)で構成する世帯であること</p> <p>(イ) 申込者とその配偶者(内縁関係含む)のみからなる世帯であって、そのうち、いずれかが40歳未満であること</p> <p>③ 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること</p> <p>④ 現在、住宅に困窮されていること</p> <p>⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと</p> <p>⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと</p> <p>⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと</p> | |
| 入居収入基準 | <p>月額所得額 158,000円(259,000円[※])以下 <math display="block">\left[\begin{array}{l} \text{2人家族の場合の年間総収入} \\ 3,511,999円(5,035,999円[※])以下 \end{array} \right]</math> </p> | <p>月額所得額 158,000円以下 $\left[\begin{array}{l} \text{2人家族の場合の年間総収入} \\ 3,511,999円以下 \end{array} \right]$ </p> |

(注)今回の募集住宅の入居時期は、令和8年9月末頃まで(入居契約日は9月上旬頃まで)を予定しています。(入居予定時期を過ぎる場合もあります。)

- ・親族及び親子には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。
- ・「配偶者からの暴力により被害を受けている方(11~12ページ参照)」は、一般世帯区分にお申込みください。

※()の金額は、高齢者世帯等(10ページ参照)に該当する場合の金額です

若者夫婦・子育て世帯向け

市内
居住

市内
在勤

府内
居住

府外
居住

若者夫婦・子育て世帯向けの申込資格

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

| 特別賃貸住宅・市営すまいりんぐ(子育て応援型) | |
|-------------------------|--|
| 申込資格 | <p>① 独立の生計を営んでいること</p> <p>② 次のいずれかに該当される方。ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻(入籍)する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日まで^(注)であること</p> <p>(ア) 現在同居しているか、又は同居しようとする高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子ども(平成19年4月2日以降に生まれた方)を含む親子を中心とした2人以上の親族(内縁関係及び婚約者を含む。)のみからなる世帯であること</p> <p>(イ) 申込者とその配偶者(内縁関係含む)のみからなる世帯であって、そのうち、いずれかが40歳未満であること</p> <p>③ 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること</p> <p>④ 現在、住宅を必要とされていること</p> <p>⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと</p> <p>⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと</p> <p>⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと</p> |
| 入居収入基準 | <p>月額所得額 158,000円(123,000円[※])以上 487,000円以下</p> <p style="text-align: center;">〔 2人家族の場合の年間総収入 3,512,000円(2,912,000円[※])～8,248,888円 〕</p> |

(注)今回の募集住宅の入居時期は、令和8年9月末頃まで(入居契約日は9月上旬頃まで)を予定しています。(入居予定時期を過ぎる場合もあります。)

・ここでいう親族とは、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則第1条第1項に定める同居親族等のことをいいます。

・親族及び親子には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

※ ()の金額は、入居する世帯のうち50歳未満の方にかかる所得金額が世帯全員の合計所得金額の2分の1以上ある場合に適用される下限の額です。

単身者向け

市内
居住

〔 単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。 〕

単身者向けの申込資格

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

| | 公営住宅 | 改良住宅 |
|--------|---|--|
| 申込資格 | <p>① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと ※ ただし、配偶者からの暴力により被害を受けている方については 11～12 ページ参照。</p> <p>② 単身で居住され、日常生活ができる方のうち、次のいずれかに該当されていること なお、常時の介護が必要な方でも、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方であれば申し込むことができます。</p> <p>(ア) 年齢が 60 歳以上の方</p> <p>(イ) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までに該当する方又は同程度の障がいがある方</p> <p>(ウ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から3級までに該当する方又は同程度の障がいがある方</p> <p>(エ) 療育手帳（認定カード）の交付を受けている方又は同程度の障がいがある方</p> <p>(オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方</p> <p>(カ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方</p> <p>(キ) 生活保護を受けている方、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている方（再開発住宅を除く。）</p> <p>(ク) 海外引揚者の方で、引き揚げから5年を経過していない方</p> <p>(ケ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方</p> <p>(コ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。） 第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方 ・配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による配偶者暴力相談支援センターの一時保護もしくは同法第5条の規定による婦人保護施設の保護又は本市が行う同法第1条第2項に規定する被害者の緊急時における一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ・配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方</p> <p>③ 申込者本人の収入が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること</p> <p>④ 現在、住宅に困窮されていること</p> <p>⑤ 申込者本人が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと</p> <p>⑥ 申込者本人が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと</p> <p>⑦ 申込者本人が暴力団員でないこと</p> <p>⑧ 単身車いす常用者向けに申込みされる方は、車いすを常用していること</p> | |
| 入居収入基準 | <p>月額所得額 158,000 円（<u>259,000 円</u>※）以下 〔 年間総収入 2,967,999 円（<u>4,563,999 円</u>※）以下 〕</p> | <p>月額所得額 158,000 円以下 〔 年間総収入 2,967,999 円以下 〕</p> |

（注）今回の募集住宅の入居時期は、令和8年9月末頃までを予定しています。（入居予定期間を過ぎる場合もあります。）

※（ ）の金額は、高齢者世帯等に該当する場合（10 ページ参照）の金額です

..... 单身者向け

市内
居住

市内
在勤

府内
居住

府外
居住

〔单身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者の方をいいます。〕

单身者向けの申込資格

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

| 再開発住宅 | |
|--------|--|
| 申込資格 | <ul style="list-style-type: none">① 独立の生計を営んでいること② 単身で居住されること③ 申込者本人の収入が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること④ 現在、住宅を必要とされていること⑤ 申込者本人が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと⑥ 申込者本人が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと⑦ 申込者本人が暴力団員でないこと |
| 入居収入基準 | 月額所得額 158,000 円（123,000 円 [※] ）以上 487,000 円以下 〔年間総収入 2,968,000 円（2,368,000 円 [※] ）～7,826,666 円〕 |

（注）今回の募集住宅の入居時期は、令和8年9月末頃までを予定しています。（入居予定時期を過ぎる場合もあります。）

※（）の金額は、入居する世帯のうち50歳未満の方にかかる所得金額が世帯全員の合計所得金額の2分の1以上ある場合に適用される下限の額です。

一般世帯向け

市内
居住

市内
在勤

※単身で入居予定の方は申込みできません。

一般世帯向けの申込資格

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

| 公営住宅 | |
|--------|---|
| 申込資格 | <p>① 現在大阪市内に居住している(住民登録をしている)か、又は大阪市内に勤務先を有していること ※ただし、配偶者(生活の本拠を共にする交際相手を含む。)からの暴力により被害を受けている世帯については 11~12 ページ参照。</p> <p>② 現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)があること 婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、<u>婚姻(入籍)する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日まで</u>^(注)であること</p> <p>③ 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること</p> <p>④ 現在、住宅に困窮されていること</p> <p>⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと</p> <p>⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと</p> <p>⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと</p> |
| 入居収入基準 | <p>月額所得額 158,000 円(<u>259,000 円</u>[※])以下</p> <p><u>〔4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円(<u>5,987,999 円</u>[※])以下〕</u></p> |

(注)今回の募集住宅の入居時期は、令和8年9月末頃まで(入居契約日は9月上旬頃まで)を予定しています。(入居予定時期を過ぎる場合もあります。)

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

※ ()の金額は、高齢者世帯等に該当する場合(10 ページ参照)の金額です。

この区分の公営住宅に申込みされる多子世帯の方は、当選確率の優遇措置が受けられます。
詳しくは 11 ページをご覧ください。

一般世帯向け

市内
居住

市内
在勤

府内
居住

府外
居住

※単身で入居予定の方は申込みできません。

一般世帯向けの申込資格

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

| 再開発住宅・特別賃貸住宅 | |
|--------------|--|
| 申込資格 | <p>① 独立の生計を営んでいること</p> <p>② 現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)があること 婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、<u>婚姻(入籍)</u>する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日まで^(注)であること</p> <p>③ 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること</p> <p>④ 現在、住宅を必要とされていること</p> <p>⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと</p> <p>⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと</p> <p>⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと</p> |
| 入居収入基準 | 月額所得額 158,000 円(<u>123,000 円</u> [※])以上 487,000 円以下 〔4人家族の場合の年間総収入 4,472,000 円(<u>3,948,000 円</u> [※])～9,034,000 円〕 |

(注)今回の募集住宅の入居時期は、令和8年9月末頃まで(入居契約日は9月上旬頃まで)を予定しています。(入居予定時期を過ぎる場合もあります。)

・再開発及び特別賃貸住宅の申込資格における親族とは、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則第1条第1項に定める同居親族等のことをいいます。

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

※ ()の金額は、入居する世帯のうち 50 歳未満の方にかかる所得金額が世帯全員の合計所得金額の2分の1以上ある場合に適用される下限の額です。

一般世帯向け

市内
居住

※単身で入居予定の方は申込みできません。

一般世帯向け(市内居住者限定)の申込資格

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

| | 公営住宅 | 改良住宅 |
|-------|--|--|
| 申込資格 | <p>① 現在大阪市内に居住している(住民登録をしている)こと ※ただし、配偶者(生活の本拠を共にする交際相手を含む。)からの暴力により被害を受けている世帯については 11~12 ページ参照。</p> <p>② 現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)があること 婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、<u>婚姻(入籍)する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日まで</u>^(注)であること</p> <p>③ 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること</p> <p>④ 現在、住宅に困窮されていること</p> <p>⑤ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと</p> <p>⑥ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと</p> <p>⑦ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと</p> | |
| 入居収入基 | <p>月額所得額 158,000 円(<u>259,000 円</u>[※])以下 〔4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円(<u>5,987,999 円</u>[※])以下〕</p> | <p>月額所得額 158,000 円以下 〔4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円以下〕</p> |

(注)今回の募集住宅の入居時期は、令和8年9月末頃まで(入居契約日は9月上旬頃まで)を予定しています。(入居予定時期を過ぎる場合もあります。)

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

※ ()の金額は、高齢者世帯等に該当する場合(10 ページ参照)の金額です。

この区分の公営住宅に申込みされる多子世帯の方は、当選確率の優遇措置が受けられます。
詳しくは 11 ページをご覧ください。

親子ペア住宅

市内
居住

(子世帯のみ)

親子ペア住宅は、豊かで明るい老後の生活をしていただくために、親世帯と子世帯が近くに住むことができるようとした住宅です。それぞれ独立した3DK又は2DKの住宅(子世帯用)と1DK又は1Kの住宅(親世帯用)の2戸を1組として入居できるよう抽選も1組として行っています。

親世帯と子世帯のうち、いずれかの世帯が当該親子ペア住宅を使用しなくなったときは、その親子ペア住宅1組(2戸)を返還していただき、本市の指定する住宅に移転していただくことになります。

※親世帯と子世帯が令和8年2月16日(申込最終日)現在で同居している場合は申込みできません。

親子ペア住宅の申込資格<公営住宅>

親世帯・子世帯における次の申込資格の各項目全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

| | 親世帯用住宅申込資格 | 子世帯用住宅申込資格 |
|--------|---|---|
| 申込資格 | <p>① 60歳以上の単身者のみか、又は配偶者との2人世帯のみで構成する世帯であること (配偶者と2人で入居する場合、いずれか1人が60歳以上であること) ※申込日現在で①の資格を満たしている必要があります。</p> <p>(注)年齢は、申込最終日現在の満年齢です。 単身者とは、配偶者(内縁関係を含む。)のない方で、かつ、同居しようとする者の方をいいます。</p> <p>② 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること ③ 現在、住宅に困窮されていること ④ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと</p> | <p>①.現在大阪市内に居住している(住民登録をしている)こと 2.現在同居しているか、又は同居しようとする夫婦・親子を中心とする2人以上の親族(内縁関係及び婚約者を含む。)で構成する世帯であること 婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、<u>婚姻(入籍)する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日まで</u>^(注)であること</p> |
| 入居収入基準 | <p>月額所得額 158,000円(259,000円[※])以下 <math display="block">\left[\begin{array}{l} \text{2人家族の場合の年間総収入} \\ 3,511,999円(5,035,999円[※])以下 \end{array} \right]</math> </p> | <p>月額所得額 158,000円(259,000円[※])以下 <math display="block">\left[\begin{array}{l} \text{4人家族の場合の年間総収入} \\ 4,471,999円(5,987,999円[※])以下 \end{array} \right]</math> </p> |

(注)今回の募集住宅の入居時期は、令和8年9月末頃まで(入居契約日は9月上旬頃まで)を予定しています。(入居予定時期を過ぎる場合もあります。)

・親族、配偶者、夫婦及び親子には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

※()の金額は、高齢者世帯等に該当する場合(10ページ参照)の金額です。

◎月額所得額の算出の際には親世帯と子世帯の収入を合算することはできません。

2 申込み及び抽選方法

- (1) 申込みは、1世帯1件に限ります。なお、親子ペア住宅は2戸を1組として受付、抽選します。
- (2) 申込み後に申込内容の変更は一切できません。
- (3) 当選後に住宅等の変更は認められません。
- (4) 次のような場合は、申込みを無効とし、当選されたとしても失格となります。
- ① 1世帯による2件以上の申込み、又は、同一人が申込者・同居者として複数区分に申込んだ場合（すべての申込みが無効）
 - ② 当選後、「収入証明書」等の書類提出による資格審査の結果、入居収入基準等が不適格である場合
 - ③ 申込資格がない場合

※申込者本人及び同居する者が市営住宅の未納家賃等がある場合や、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）により退去し、退去した日の翌日から起算して5年を経過していない場合については、申込みができません。
婚約者との構成で申し込まれる方は、当選された場合、婚姻するまでは契約をすることができません。
なお、暴力団員であることや市営住宅の未納家賃があること等申込資格のないことが申込み受付後に判明した場合は、たとえ当選されても、入居決定を取り消します。
 - ④ 家族を不自然に分割又は合併した申込みの場合（夫婦の別居等）

離婚予定では申込みできません。
ただし、配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により、被害を受けている方とその子ども（扶養する未成年の子が含まれること。）から構成される世帯（配偶者等と同居している場合を除く。）又は単身の方で、その証明を受けられる世帯又は単身の方が「一般世帯向け」又は「単身者向け」区分の公営住宅・改良住宅に申込みされる場合を除きます。また、離婚訴訟中等の場合には、家族を不自然に分割又は合併した申込みとならない場合があります。
 - ⑤ 申込みされた応募区分の資格を確認できない場合
 - ⑥ 申込内容が事実と相違したり、事実であることの確認ができない場合
 - ⑦ 申込区分等の必要事項が記載されていない場合

※申込資格の確認のために必要ですので、申込書裏面の「住宅事情等」の欄も必ず記入してください。
 - ⑧ 申込書に記載した全員が同時に入居できない場合

当選された場合、入居予定者の変更は、出生・死亡等やむをえない理由によるほかは認めません。
- (5) 申込必要書類（郵送又は窓口受付の場合）
申込書、切手（申込書の必要箇所に貼付）
※所定の封筒を使用し、封筒・申込書とも必要箇所に切手を貼付してください。
- (6) 抽選番号は、受付後、一括して申込区分番号別に一連番号をつけ、抽選日の前日までに届くように直接申込者あてに送付（電子申請の場合はマイページ及び電子メールで通知）します。無効または失格となった方に対しても、その旨を通知します。
- (7) 抽選は公開により「一連番号方式」という方法で行い、入居候補者を選出します。あわせて入居順位を決定します。抽選の結果については、抽選日の翌日以降に大阪市営住宅募集センター、都市整備局住宅部管理課、住情報プラザ、住宅管理センターに当選番号簿を備えるほか、新聞各社に対し、情報提供を行います。また、抽選日の翌日以降に大阪市都市整備局のホームページでも掲載します。なお、当落にかかわらず申込者全員に「抽選結果通知票（郵便はがき）」（電子申請の場合はマイページ及び電子メール）で通知します。

(8) この募集の申込みは、「11 回落選実績保有者向け募集」の申込回数に含まれますので、落選された場合でも、「抽選結果通知票（郵便はがき）」、電子申請で申込みの場合はマイページ及びメールで通知する「抽選結果通知」を各自でプリントアウトのうえ、いずれも大切に保管願います。

3 収入基準

収入基準

申込者及び同居する者の過去1年間の所得金額の合計から同居する者及び現に所得税法上の扶養控除を受けている親族1人につき380,000円を控除し、さらに特別控除がある場合は、その額を控除した金額を12で除した額が次の範囲内であること。

| | |
|---------------------------------------|--|
| ① 公営住宅 | 158,000円 (259,000円 ^{※1}) 以下 |
| ② 改良住宅 | 158,000円 以下 |
| ③ 再開発住宅 特別賃貸住宅 市営すまいりんぐ（子育て応援型） | 158,000円 (123,000円 ^{※2}) 以上 487,000円以下 |

※1（ ）の金額は、高齢者世帯等に該当する場合の上限の額です。（「4 高齢者世帯等について」参照）

※2（ ）の金額は、入居する世帯のうち50歳未満の方にかかる所得金額が世帯全員の合計所得金額の2分の1以上ある場合に適用される下限の額です。

4 高齢者世帯等について

高齢者世帯等とは、次の（1）・（2）・（3）・（4）のいずれかに該当する世帯のことと、公営住宅では月額所得額が158,000円を超えていても、259,000円以下の方であれば申込みできます。

- (1) 申込者本人が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上である世帯
年齢については、令和8年2月16日（申込最終日）現在の満年齢です。
- (2) 高等学校修了前とされる年齢（18歳まで）の子ども（平成19年4月2日以降に生まれた方）がおられる世帯
- (3) 申込者とその配偶者（内縁関係及び婚約者を含む。）のみからなって、そのうちいずれかが40歳未満である世帯
- (4) 申込者本人又は同居者のうち、下記のいずれかに該当する方がおられる世帯
 - ① 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までに該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ② 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級もしくは2級に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ③ 療育手帳（認定カード）の交付を受けている方で、障がいの程度がAもしくはB1に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
 - ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑥ 海外引揚者の方で、引き揚げから5年を経過していない方
 - ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方

5 精神障がい、知的障がいがある方の単身での申込みについて

- (1) 精神障がいがある方

単身者向け区分に申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等へ

の連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができます。

(当選後、必要に応じて大阪市こころの健康センターにおいて面談を行い、上記に該当する方であることを確認します。)

(2) 知的障がいがある方

単身者向け区分に申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができます。

(当選後、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課において面談等を行い、上記に該当する方であることを確認します。)

6 公営住宅、改良住宅、特別賃貸住宅及び市営すまいりんぐ（子育て応援型）の家賃について

入居時の家賃は、申込みのしおりの募集住宅一覧表に掲載している額となります。

令和9年度以降の家賃は毎年行う「収入申告」（特別賃貸住宅及び市営すまいりんぐ（子育て応援型）は「家賃減額申請」）により所得を認定し、家賃を決定します。

7 市営すまいりんぐ（子育て応援型）について

市営すまいりんぐ（子育て応援型）とは、市営住宅団地のコミュニティの活性化を図るため、公営住宅等の位置付けを変更し、新婚世帯・婚約者及び子育て世帯を対象とした中堅層向け住宅として募集するもので、全戸に浴槽が設置され、3点給湯の設備が施されています。

また、市営すまいりんぐ（子育て応援型）以外にも特別賃貸住宅や再開発住宅など中堅層向け住宅も合わせて募集します。

8 暴力団員排除の取組み

申込者本人及び同居する者が暴力団員である場合については、申込みできません。また、申込み受付後に暴力団員であることが判明した場合は、たとえ当選されても入居決定を取り消します。

また、市営住宅管理の適正化を図るため、申込者本人及び同居する者が、市営住宅の未納家賃等がある場合や、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）により退去し、退去した日の翌日から起算して5年を経過していない場合については、申込みできません。

なお、申込み受付後に暴力団員であることや、市営住宅の未納家賃があること等が判明した場合は、たとえ当選されても入居決定を取り消します。

9 多子世帯に対する当選確率の優遇について

一般世帯向け区分の公営住宅の申込みにおいて、次の要件を満たす世帯として申込みされる場合は、抽選番号を2つ付与し、当選確率の引上げを行います。

なお、抽選の結果、複数の当選番号に該当した場合は、入居順位の高い当選番号のみを当選とします。

《当選確率優遇要件》

同居する者のうち、18歳未満の児童が3人以上おり、その児童全員が公営住宅に入居できること。（年齢については、令和8年2月16日（申込最終日）現在の満年齢です。）

10 配偶者からの暴力により被害を受けている方について

(1) 単身者向け区分に申込みされる方

1. 単身者向け申込資格（3ページ参照）②（コ）のみに該当する方

配偶者からの暴力を理由とした一時保護が終了して5年以内であることの証明を配

偶者暴力相談支援センター等（大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪府女性相談センター等）で受けられること又は裁判所による保護命令の効力発生日から5年以内であり、当該保護命令決定書の写し等を提出できることのいずれかが必要となります（※詳しくは、大阪市配偶者暴力相談支援センター（06-4305-0100）又は大阪府女性相談センター（06-6949-6022）へお問い合わせください。）。

なお、現在の居住地が住民登録地と異なる場合は、現在居住している住宅の直近の公共料金（電気代、水道代、ガス代のいずれか）の領収書（本人名義であること）等により居住の確認ができること又は大阪市各区保健福祉課（福祉業務担当）等において、申込最終日現在、当該居住地に居住していることの証明を受けられることが必要です。

2. 単身者向け申込資格（3ページ参照）②（ア）から（ケ）までのいずれかに該当する方

現在、大阪市内等に居住し、かつ、配偶者からの暴力により被害を受けている方のみの世帯であることの証明書（大阪市各区保健福祉課等において発行）が必要となります。

なお、現在の居住地が住民登録地と異なる場合は、この証明書により申込最終日現在、当該居住地に居住していることの証明を受けられることが必要です。

（注）証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。

（2）一般世帯向け区分に申込みされる方

配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により被害を受けている方とその子ども（扶養する未成年の子が含まれること。）から構成される世帯（配偶者等と同居している場合を除く。）で、大阪市各区保健福祉課（福祉業務担当）等において、大阪市内に居住する方が申込可能な住宅に申込みされる場合、申込最終日現在大阪市内に居住し、配偶者からの暴力による被害世帯である証明を受けられる世帯であることが必要です。大阪府内に居住する方が申込可能な住宅に申込みされる場合は申込最終日現在大阪府内に居住し、配偶者からの暴力による被害世帯である証明を受けられる世帯であることが必要です。

（注）証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。

※当該被害者が、概ね1年前から申込最終日までに、公的相談機関（配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉課（福祉業務担当）等）において、その被害に関し面談による相談を行った事実があり、事実確認ができることが必要です。

1.1 事故住宅について

住戸内等において人身事故の発生した住宅や、孤立死で発見が遅れた等の住宅（以下「事故住宅」という。）のうち貸付可能な住宅について募集を行います。（「申込みのしおり」に事故住宅であることを明記します。）

1.2 移管された府営住宅について

大阪市内にある府営住宅が平成27年度より大阪市へ順次移管され市営住宅となりました。移管前には、府民の方が応募できた経過を踏まえ、大阪市外にお住まいの府民の方も応募できる区分を設けていましたが、令和6年度の募集をもって終了いたしました。